

2018年12月26日

石川県知事

谷本 正憲 殿

憲法を生かす新しい県政をつくる石川県民の会

事務局 金沢市京町24-15 石川民医連内

代表委員 秋元 邦宏
代表委員 飯田 克平
代表委員 加藤 忠男
代表委員 河崎 俊栄
代表委員 清水 巍
代表委員 直江 俊一
代表委員 服部 真
代表委員 近松 美喜子
代表委員 藤田 敏

要 望 書

貴職におかれましてはますますご清栄のことと存じます。日頃の県政運営に対するご努力に敬意を表します。

安倍政権は、憲法9条改憲に執念を持ち、消費税10%増税、原発の再稼働、社会保障制度改悪、農業・地域経済の破壊など、国民の民意を無視して強権的な政治を進めてきています。地方政治に対しては、「訪日クルーズ客2020年に5百万人」の目標ありきの公共投資などを押し付ける一方で、医療や介護など福祉施策の後退が深刻化しているように、「地方創生」どころか「住民の福祉のための機関」としての自治体の機能を破壊する“地方壊し”の政治をすすめています。

こうした状況のもとで、地方の出先機関のような役割でなく、県民の立場にたって国にももの言い、県民の心に寄り添った来年度予算をつくるために、重要政策について以下の項目で要望をいたします。

1、予算編成の基本として、9条改憲、消費税増税、医療・社会保障の大改悪を許さず、憲法をまもり県民の命とくらしを守る原則をつらぬく

県政に憲法をまもり生かす立場に立って、安倍政権が進める憲法9条改憲、消費税10%増税、医療・介護・社会保障の大改悪を中止するよう国に意見をあげるとともに、国の悪政から県民の命とくらしを守る防波堤となる予算を積極的に組むこと。

2、子育て支援を強め、「子育て先進県石川」の実現を

(1) 県内の子どもの貧困の実態調査を実施し、子どもの貧困対策推進計画を具体化していくこと。子どもの貧困対策の目標と計画を策定し貧困率の削減目標を明記すること。

(2) 県の子どもの医療費助成制度は、助成対象年齢を入院・通院とも中学校卒業まで拡大し、所得制限と一部自己負担を撤廃すること。県の制度が実現することで他の子育て支援制度を拡充することが出来ます。

(3) 予定されている保育の無償化は、消費税を財源にすることなく財源措置をとるよう国に求めること。保育料・学童保育料については、保育料第2子無料化の所得制限を撤廃し、文字通り「原則無料」とすること。

(4) 小中学校の全児童生徒の学校給食が無料にできるよう、県として支援すること。国に対して小学校給食の無料化をおこなうよう働きかけること。

3、福祉・医療、教育の充実、雇用・中小企業対策、農林漁業の支援・振興を

(1) 医療費の低減策や健康増進施策を病床削減等の医療提供体制の縮小や民間企業の営利事業に求めるのではなく、特定健診や特定保健指導を推進し県民に医療機関へのフリーアクセスを保証し、本来的な医療費の低減につながる「早期受診・早期発見・早期治療の推進」を基本とすること。地域医療計画の基本方針にこの視点や方向性を盛り込むこと。

(2) 安全・安心の介護を提供していくために、介護従事者の養成・確保・定着のための抜本的な支援策を進めること。国に対して、特別養護老人ホームの入所基準を元に戻すよう要望し、特別養護老人ホームなど施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行うこと。
・要支援1・2に続き、要介護1・2の介護保険外しは中止するよう、国に意見を上げること。県として、介護福祉士の養成数の増を図ること。介護職の離職防止・定着支援にむけて運営費補助額の拡充を行うこと。

(3) 65歳以上の心身障がい者医療費助成制度を、償還払いでなく現物給付にすること。

(4) 国民健康保険は社会保障制度であり、国の責任で予算を確保し運営を改善するよう国に要請し、国庫負担の増額を国に強く求めること。

- ・一般会計法定外繰入をなくさず増額し基金の積み崩し等で、「高すぎる保険料」を引下げ「払える保険料」にするよう市町を支援することが求められる。当面、少なくとも一世帯1万円引き下げを行えるよう県として支援すること。
- ・「子どもの均等割」をゼロないし半額にする方針を明確にし、市町を支援すること。
- ・生存権を侵害する保険証取り上げや人権無視の滞納処分を行わないこと。

(5) 県民所得がほとんど増えていない状況を改善するため、労働者の賃上げ支援・雇用の安定へ、県としてのイニシアチブの発揮すること。「大企業がもうけをあげればいつかは

雇用、賃金、家計にまわる」などの破綻した考えにしがみつかず、「大企業に内部留保を活用して賃上げを」「最低賃金の大幅引き上げを」と正面から提起するとともに、中小企業への賃金助成や社会保険料減免などの支援策をとること。公契約条例を制定すること。

(6) 県が率先して異常な長時間労働を解消し、過労死を根絶する先頭に立つこと。

- ・県職員の採用は原則正規雇用とすること。臨時職員（地方公務員法 22 条）は本来、臨時的な業務に限られる規定となっているが、今は恒常的な業務を行っている実態が多く、正規職員との均等待遇を行うこと。
- ・教職員の異常な長時間労働の改善へ教職員の増員、業務の改善、部活動の改善、労働法の適用などで、具体的改善の手立てをとること。臨時教員の待遇を改善し、正規化を進めること。
- ・医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善することや、医師・看護師・介護職員など大幅に増員するよう国に積極的に働きかけること。

(7) 若者をはじめ違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」について、労働局とも連携し、県として実態把握を行い、企業名の公表をはじめ、企業の違法行為を根絶させるために取り組むこと。「若者労働相談活動」を県としても積極的に進めること。

(8) 中小企業支援体制・予算措置を強化すること。「ふるさと石川の地場産業を担い、地域経済を支える中小企業の振興に関する条例」を受けて、県内の市・町でも同様の条例を制定するよう指導すること。起業・創業者や事業継承者などが活用できる補助金制度を充実させること。

県として住宅リフォーム助成制度を創設すること。全国で広がりはじめた店舗リニューアル助成制度や小規模工事登録制度を創設すること。

(9) 30人学級の完全実施を実現し、正規教職員を増やすとともに、父母の教育費の負担軽減をはかること。

- ・就学援助の入学準備金を、入学前・始業前に支給できるよう市町を支援すること。
- ・高校生の通学費の助成制度をつくること。
- ・すべての小中高校の教室・体育館にエアコンを設置するよう、県として支援すること。
 - ・大学生・専門学校向けの、返済不要の給付型・無利子奨学金を創設・拡充すること。給付型奨学金については、国が創設を計画している制度に、金額・対象者でさらに上乘せする県独自の給付型奨学金をつくること。
 - ・私立学校・私立幼稚園の経常費補助金の大幅増額、保護者の負担軽減助成制度の拡充、私立の教育施設の整備拡充の補助金の増額を行うこと。

(10) 農林水産業を県の基幹産業と位置づけ、県として農林水産業の振興へ積極的な支援

策をとること。

- ・国に米直接支払い交付金の廃止の中止を求めるとともに、安心して農業に励み、農村に暮らし続けられるよう、農産物の価格保障、所得補償の充実を国に求めるとともに、県独自の支援も強めること。
- ・2019年からの国連「家族農業10年」に呼応して、若者の新規就農体験・定着の抜本的強化をはかること。
- ・種子法の復活を国に求めると同時に、県として種子を守る条例を制定すること。

(11) 生活困窮者や社会的弱者に対する灯油購入費補助（福祉灯油）について、県の制度として具体化をはかること。市町とも連携をとり市町も上乗せで援助するよう指導すること。

(12) 水道用水供給事業会計における累積欠損金が解消され、利益剰余金が生まれたことのかんがみ、責任水量制の見直し、料金の引き下げを行い、市町が水道料金を引き下げることができるようにすること。

3、防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

(1) 県内河川の改修が必要な区間の河川整備率を抜本的に引き上げる目標と期日を定め早期整備をおこなうこと。土石流、地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を促進すること。

(2) 森本・富樫断層による地震災害の未然防止策を抜本的に強めること。学校の通学路のブロック塀の撤去・改修へ、県の支援策をとること。

(3) 生活道路の除雪を民間まかせにしない対応を強め、建設業者、町内会や自主防災組織などによる除雪機械の購入・維持管理費の支援の強化を行うこと。

(4) 石川県として、「原発ゼロの日本」をめざす立場を表明し、政府に働きかけること。活断層が指摘される志賀原発の再稼働は認めず、廃炉を求めること。廃炉にあたり、廃炉作業で雇用をつなぐなど地域経済への対応を県として明確にすること。県の「再生可能エネルギー推進計画」で原発に頼らない、再生可能エネルギー普及の目標と期日を明確にして、県内のものづくり産業など中小企業支援の起爆剤の位置づけをもたせて普及を急速にすすめること。

(5) 原発安全・防災対策は国・北陸電力まかせという姿勢をあらため、苛酷事故の発生を想定した県独自の実効性のある住民避難計画の作成を行うなど、石川県原子力防災計画を抜本的に見直すこと。国に対して、原子力防災計画を新規基準の審査対象に組み込んで、その実効性を真摯に検証するよう強く求めること。

(6) 輪島市における産業廃棄物最終処分場については、過疎化・高齢化する地域で住み続けたいと願い、豊かな自然環境を守りたいという住民の合意がないことに鑑み許可を撤回すること。水質や自然環境、トラック通行量や不法投棄など、住民の懸念にこたえる情報公開を積極的に業者に求めること。

4、大型開発優先から、県民の暮らしを応援する県財政の抜本的転換を

(1) 今後計画される小松白川連絡道路建設などを中止し、「ダブルラダー輝きの美知」構想の見直しなど、投資的経費を全国平均なみに抑えることで財源を生み出し「環境・福祉・教育型財政」への転換、暮らし・災害に強いまちづくり優先の予算に切りかえること。

(2) 公共事業は、住民生活密着型に転換し、地元産材の活用や地元中小企業への優先発注など、住民福祉の向上と地域経済の活性化に貢献するものにする。

(3) 税金のムダ遣いをチェックし、知事・県議の海外調査の中止、知事退職金の減額、県議の歳費・政務活動費の引き下げ・見直しなどを行うこと。

(4) 滞納者の生活実態や個別の事情を十分把握したうえで、納付緩和制度の活用など、きめ細かな納税相談に丁寧に応じること。滞納整理機構を廃止すること。

5、憲法と平和を守り、非核を発信する県政へ

(1) 折角始まった朝鮮半島の平和のプロセスに水を差すような、日本海上空での日米共同訓練を実施しないよう国に要請すること。

(2) 海外での戦争を想定した米軍と自衛隊の共同訓練に、県内の自衛隊基地や空港・港湾・公共施設の使用を認めないこと。

(3) 小松基地の戦闘機騒音被害の軽減を自衛隊に求めること。

(4) 県として核兵器廃絶を発信する施策を充実させるとともに、核兵器禁止条約に国が署名・批准するよう、働きかけること。

以上